

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

災害対策基本法施行令等の一部改正について（お知らせ）

標記につきましては、災害等が発生し又は発生しようとしている場合に、災害応急対策等を迅速・円滑に実施するため、「公安委員会により道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両等以外の一般車両の通行を禁止（以下、緊急交通路）」する場合があります。

これまでは緊急交通路を指定した場合のみ、緊急通行車両等であることの確認を行い、緊急交通路を通行するために必要となる「標章」及び「証明書」が交付されておりましたが、令和5年9月1日に災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令が施行され、災害発生前においても、緊急通行車両の確認を行い、有効期限最大5年間の「標章」と「証明書」の交付を受けることが可能となりました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、お知らせくださいますようお願いいたします。

(旧) 事前届出⇒事前届出済証の発行⇒災害発生⇒車両の優先確認⇒証明書の発行
及び標章の交付⇒緊急通行

(新) 事前確認⇒証明書の発行及び標章の交付⇒災害発生⇒緊急通行

【内閣府ホームページ】

・ 交付に関する改正

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_r5_01.html



・ 申出書及び添付書類等に関する改正

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_r5_02.html



以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 森、橋本、國坂